

第17回 生涯学習町民文化祭開催・作品募集

問合せ 生涯学習課 生涯学習担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

第17回生涯学習町民文化祭は、作品展示と映像等の上映、ホームページ上での映像等公開により、町民の活動報告の場として開催いたします。

日時 11月5日(土)・6日(日) 午前9時～午後5時 場所 中央公民館・就業改善センター

主催 神川町・神川町教育委員会・神川町文化協会

主管 生涯学習町民文化祭実行委員会

展示作品・映像作品募集

文化祭への展示作品、映像作品の募集を行います。

申込 申込書(生涯学習課に設置)へご記入の上、生涯学習課へ提出してください。

締切 10月12日(水)

【作品展示の部】

自作の絵画、手工芸品など。

1人につき最大2点まで、町内在住の方ならどなたでも展示できます。

申込み多数の場合には、展示作品数を調整させていただくことがあります。

【映像発表の部】

町内在住者が主体的に活動している団体等による映像作品を、文化祭当日に中央公民館ホールにて上映します。

また、神川町YouTubeチャンネルを利用したオンライン展示についてもこちらの部門へお申込みください。オンライン展示期間は文化祭当日から1か月間です。



町公式YouTube

かみかわ町長コラム

神川町長
櫻澤 晃

災害から身を守る備えを！



本年2月に「町長」を拝命し、約8か月が経過しました。この間、多くの町民の皆様や議員をはじめ、各団体の皆様のご協力により、新体制での町政をスタートできました。誠に感謝申し上げます。

さて、今年に入り、「降ひょう被害」や大雨による「土砂災害警戒情報発令」など、災害が身近にせまっていると感じています。

皆様には、日頃から「神川町防災ガイドブック(ハザードマップ)」等を活用し、災害から身を守る備えをお願いします。

また、降ひょう被害に遭われました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

「梨」のPRに行ってきました

降ひょう被害を乗り越え、生産農家が丹精込めて育てた神川産の甘くておいしい「梨」を、9月2日(金)に埼玉県庁へお届けし、大野県知事のもとを訪問しました。

10月ごろに収穫される梨は、「新高」や「新興」という品種があります。皆様もぜひ召し上がってはいかがでしょうか。



10月から12月は 滞納整理強化期間



町税の納め忘れはありませんか？

ストップ！

滞納

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

税金は、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、基礎となる非常に大切な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

神川町を含めた県内すべての市町村と埼玉県では、10月から12月までを「滞納整理強化期間」と定め、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を強化しています。

納期限を過ぎると

定められた納期限までに町税の納付の確認が取れない方には、督促状や催告書を送付し、納付を促します。また、滞納された町税には法令で定められた延滞金が加算されます。

町税を滞納したままの状態が続くと給与、預貯金、不動産など、財産の差押えが行われ、滞納になっている町税に充当する「滞納処分」が実施されることとなります。

こんなときは納税相談を

病気療養や失業、収入が大きく減少した場合など、やむを得ない家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内の納付が困難な方は督促をそのままにせず、お早めにご相談ください。

平日に仕事等で、納付や納税相談ができない方のために、毎月第2日曜日の午前中、役場税務課の窓口を開庁しています。

休日
納税
相談

10月 9日(日) 午前8時30分～正午

11月 13日(日) 午前8時30分～正午

12月 11日(日) 午前8時30分～正午

口座振替やコンビニ納付等をご利用ください

【口座振替】

町税等の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替依頼書に必要事項を記入し、税務課または金融機関の窓口でお申込みください。

【コンビニ納付・スマホ決済】

全国の主なコンビニエンスストアおよびスマホ決済でも曜日・時間に関係なく納付できます。

●ご利用可能なスマホ決済アプリ

au PAY、d払い、FamiPay、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス

※コンビニ納付およびスマホ決済では、介護保険料は納めることができません。

差押え(滞納処分)の流れ

納税通知書の発送
(納期限と税額の決定)

督促状の発送
(納期限までに納付がない場合)

電話催告・文書催告
(督促状発送後にも納付がない場合)

財産調査
(督促や催告をしても納付がない場合)

差押え(滞納処分)

換価
(不動産の公売や給与などの取立てにより、滞納町税等に充当)

